

講習会テキストダイジェスト版

＜産業廃棄物コース＞

【お願い】 出典資料を使用する場合は、出典元の関係団体等の承諾を得てください。

7. その他関連法令

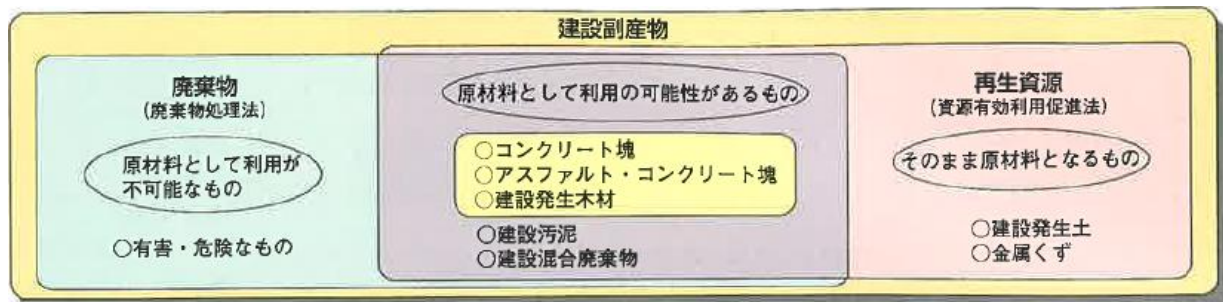
7-1 資源有効利用促進法 (資源の有効な利用の促進に関する法律)

- | |
|--|
| (1) 建設副産物とは、建設工事に伴って副次的に得られる物品であり、廃棄物と廃棄物に該当しない建設発生土などに分類されます。 |
| (2) 一定量以上の土砂、砕石などの建設資材を搬入する場合は、再生資源利用計画を作成しなければなりません。 |
| (3) 一定量以上の建設発生土、コンクリート塊などの指定副産物を搬出する場合は、再生資源利用促進計画を作成しなければなりません。 |

【解説】

(1) 用語の定義

副産物	工場、事業場の生産活動に伴って副次的に発生した物質一般をいう。
再生資源	副産物のうち有用なものであって、原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいう。
指定副産物	副産物であって、その全部又は一部を再生資源として利用することを促進することが当該再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める業種ごとに政令で定めるものをいう。建設業の指定副産物としては、土砂、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木材の4種類が定められている。
建設副産物	建設工事に伴い副次的に得られた物品をいう。
建設発生土	建設工事に伴い副次的に得られた土砂をいう。
建設廃棄物	建設副産物のうち廃棄物に該当するものをいう。



(出典：よくわかる建設リサイクル、4p、建設副産物リサイクル広報推進会議、2014-15)

(2) 再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の作成

以下の工事に該当する場合は、工事着手前に計画を作成し、計画および実施状況を工事完成後1年間保存しなければなりません。

再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画作成の該当工事

再生資源利用計画	再生資源利用促進計画
次の各号の一つに該当する建設資材を搬入する建設工事	次の各号の一つに該当する指定副産物を搬出する建設工事
一 体積が1,000 m ³ 以上である土砂	一 体積が1,000 m ³ 以上である建設発生土
二 重量が500トン以上である砕石	二 コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊又は建設発生木材であって、これらの重量の合計が200トン以上であるもの
三 重量が200トン以上である加熱アスファルト混合物	

7-2 建設リサイクル法 (建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)

- (1) 特定建設資材を用いた建築物等の解体工事、特定建設資材を使用する新築工事等で一定規模以上の工事(対象建設工事)については工事着手前の届出などが義務づけられています。
- (2) 対象建設工事の施工に際しては、特定建設資材廃棄物を分別しつつ施工(分別解体等を実施)しなければなりません。また、これらの再資源化等を実施しなければなりません。
- (3) 適正な解体工事を実施するために、建築物等の解体工事を行う場合は、解体工事業の登録、技術管理者の配置が必要となります。ただし、土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業の建設業の許可業者である場合は、解体工事業の登録は不要となります。

【解説】

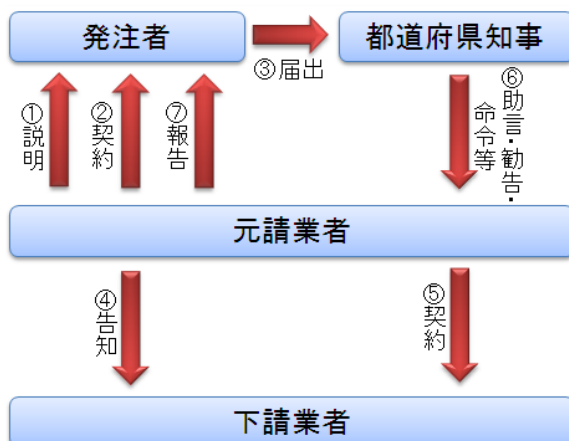
(1) 用語の定義

特定建設資材	特定建設資材廃棄物
コンクリート	コンクリート塊
コンクリート及び鉄から成る建設資材	
木材	建設発生木材
アスファルト・コンクリート	アスファルト・コンクリート塊

対象建設工事	
建築物解体	延床面積 80m ² 以上
建築物新築・増築	延床面積 500m ² 以上
建築物修繕・模様替等(リフォーム等)	請負代金 1億円 以上
その他工作物に関する工事(土木工事等)	請負代金 500万円 以上

- ・建築物の解体工事：建築物のうち、基礎、壁、柱、斜材(筋かい、火打材)、床版、屋根版、横架材(はり、けた)などの構造耐力上主要な部分の、全部または一部を取り壊す工事
- ・分別解体等：解体工事において建設資材廃棄物を種類ごとに分別しつつ計画的に施工すること
：新築工事等では、建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ施工すること
- ・再資源化：以下のような運搬または処分(再生を含む)を行うこと
：建設資材廃棄物を資材または原材料として利用することができる状態にすること
：建設資材廃棄物を熱を得ることに利用することができる状態にすること
- ・縮減：焼却、脱水、圧縮その他の方法により建設資材廃棄物の大きさを減ずること
- ・再資源化等：再資源化および縮減を行うこと
- ・解体工事業者：建設リサイクルの登録を受けて解体工事業を営む者

(2) 対象建設工事における主な実施事項



- ①事前説明：元請業者は発注者に対し、分別解体等の計画した書面を交付し説明
- ②発注者との契約：解体の方法、費用、特定建設資材廃棄物の処分先等を契約書面に記載
- ③事前届出：発注者は、工事着手の7日前までに分別解体等の計画等を届出
- ④告知：元請業者は、下請業者に対し都道府県知事への届出事項を告知
- ⑤下請業者との契約：解体の方法、費用、特定建設資材廃棄物の処分先等を契約書面に記載(ただし、特定建設資材を扱わない(解体または資材として使用しない)場合を除く)
- ⑦報告：元請業者は、再資源化等が完了したときは、発注者に書面にて報告

対象建設工事における実施事項の詳細は以下のとおりです。

①元請業者による発注者への説明

元請業者は、届出に関する事項を記載した書面を発注者に交付して説明しなければなりません。

②請負契約書への記載事項（法第13条第1項、分別解体省令第4条）

発注者と元請業者の請負契約書には、以下を含めなければなりません。

- ・分別解体の方法等
- ・解体工事に要する費用
- ・再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要する費用

③対象建設工事の届出

発注者は、工事に着手する7日前までに都道府県知事に届け出なければなりません。

- ・届出書
- ・別表1：建築物に係る解体工事
- ・別表2：建築物に係る新築工事（新築・増築・修繕・模様替）
- ・別表3：建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

※発注者の代理として元請業者が届け出る場合は、委任状が多く用いられています。

※発注者が国または地方公共団体などの場合は、都道府県知事に通知する（届出は不要）ことになります。（建設リサイクル法Q&A、Q62、平成22年9月現在、国土交通省ホームページ）

④元請業者による下請業者への告知

対象建設工事の元請業者は下請業者に届出事項を告げなければなりません。

※「告げなければならない」（法第12条第2項）と定められていますので、口頭にて説明しても構わないのですが、告知書を交付して説明することが望ましいとされています。（建設リサイクル法Q&A、Q73、平成22年9月現在、国土交通省ホームページ）

⑤請負契約書への記載事項（法第13条第1項、分別解体省令第4条）

元請業者と下請業者の請負契約書には、以下を含めなければなりません。

- ・分別解体の方法等
- ・解体工事に要する費用
- ・再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要する費用

⑥発注者への報告

元請業者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、以下の事項を書面により発注者に報告しなければなりません。

また、当該再資源化等の実施状況に関する記録を作成して保存しなければなりません。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

※ 建設発生木材の縮減

建設発生木材（木くず）について、以下の場合は再資源化（チップ化等を行う処理業者に委託）に代えて、縮減（焼却処分の許可を持つ処理業者に委託）すれば足りることになります。

- ・50kmの範囲内に再資源化施設（チップ化等）が存在しない場合
- ・50kmの範囲内に再資源化施設（チップ化等）が存在する場合であっても、交通事情その他の事情により経済性の面での制約のある場合

(3) 解体工事業の登録

解体工事業を営もうとする者は、当該業を行おうとする都道府県知事の登録が必要となります。（土木工事業、建築工事業、解体工事業の許可のある場合は登録の必要はありません。）

※建設業法の改正に伴う建設業許可への解体工事業の追加について（施行：平成28年6月1日）

- ・「とび・土工事業」から「工作物の解体」を分離し「解体工事業」を追加
- ・経過措置として、施行の際に「とび・土工事業」の許可業者である者は、施行日より3年間は継続して「解体工事業」の許可なしに解体工事が可能です。（したがって、これ以降は「とび・土工事業」の許可のみでは、一件500万円以上の解体工事を施行することはできなくなります。）

(4) 対象建設工事の届出

国土交通省のホームページにQ&A、各自治体の届出窓口の一覧などが掲示されています。なお、届出様式、届出様式などの具体的な内容については、各自治体のホームページ等で確認できます。

国土交通省のリサイクルホームページ／建設リサイクル法／関連届出集・届出先及び問い合わせ先

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/recyclehou/todokede/index.htm>

●●トラブル事例●●

○近隣に小学校などがあるにもかかわらず、アスベストが使用された倉庫が無届（建設リサイクル法）で解体された問題で、県議会は発注担当者を証人尋問した。

※建設リサイクル法の対象建設工事である場合は、届出書別紙（分別解体の計画等）に付着物としてアスベストの有ることと措置内容を記載し、発注者に事前説明する必要があります。

7-3 フロン排出抑制法

(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律)

建築物等の解体工事の元請業者は、事前にフロン類を使用している業務用冷凍空調機器の有無を確認し、発注者に「事前確認書」を交付して説明しなければなりません。

【解説】

(1) オゾン層の保護と地球温暖化の防止

フロン類は燃えにくく、化学的に安定しており、人体に毒性がないなどの利点から、エアコンや冷凍・冷蔵庫などの冷媒、断熱材の発泡剤などに使用されてきましたが、大気中に放出されてしまうと、地球の大気圏を取り巻くオゾン層を破壊し、地表に降り注ぐ有害な紫外線を増やします。また、フロン類は強力な温室効果ガスであり、その温室効果は二酸化炭素の数百倍から数万倍ともいわれています。

(2) 法改正について

フロン回収・破壊法が改正され、平成 27 年 4 月よりフロン排出抑制法施行されています。主な内容は以下のとおりです。

- ・すべての機器のユーザー（第 1 種特定製品の管理者）に簡易点検と定期点検記録の保存を義務づけ
- ・一定規模以上の機器の管理者に、簡易点検ならびに有資格者による定期点検と点検記録の保存を義務づけ
- ・一定量以上の漏えいが確認された場合は、事業所管大臣への報告を義務づけ
- ・フロン類の充填回収業者の登録制、再生業者の許可制を導入

(3) 第一種特定製品

冷媒としてフロン類が使用された業務用冷凍空調機器（パッケージエアコン、ターボ冷凍機、業務用冷蔵庫、冷凍ショーケース、冷蔵ショーケース、冷水機など

※家庭用のエアコン（銘板やシールに「ルームエアコン」と記載）、家庭用冷蔵庫は、家電リサイクル法に従って、発注者より購入店などに引き取りを依頼してください。

一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構
JRECO Japan Refrigerants and Environment Conservation Organization

団体概要 事業内容 会員 アクセスマップ

行程管理票の種類と入手先

※各PDFファイル内に記載されたJICOP、INFREPの住所・電話番号・ホームページアドレスにつきまして、JRECO、JICOP、INFREP統合前の資料もございますのでご了承ください。

フロン回収行程管理票のご案内

入手先リストはこちら

遠隔地や近くに行程管理票の販売拠点がない方は
[こちらからインターネットでの購入](#)ができます

事前確認書様式（ダウンロードしてご使用下さい）

- ・ [機器設置事前確認書 \(pdf\)](#)
- ・ [説明書 \(事前確認\) \(pdf\)](#)

行程管理票様式

(特定解体工事発注者用)

設置機器事前確認書

(フロン排出抑制法に規定する第一種特定製品設置に関する確認結果説明書①)

書面の交付年月日 年 月 日

(特定解体工事発注者)
氏名又は名称
住所 〒

(特定解体工事元請業者)
氏名又は名称
住所 〒

特定解体工事責任者氏名: _____ 印
電話番号: _____

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」第42条の規定により、下記の建築物等における第一種特定製品の設置の有無について確認を行った結果について、下記のとおり説明します。

記

特定解体工事の名称		
特定解体工事の場所		
第一種特定製品の設置の有無		
<input type="checkbox"/> あり		<input type="checkbox"/> なし
「あり」の場合その種類と台数		「なし」の理由（該当するものに☑印）
エアコンディショナー	冷蔵庫及び冷凍機器	<input type="checkbox"/> ①対象機器の設置は元々なし
		<input type="checkbox"/> ②対象機器は廃棄済みである
台	台	<input type="checkbox"/> ③対象機器はフロン回収済みである
		<input type="checkbox"/> ④家庭用機器のみである（家電リサイクル法で処理）
		<input type="checkbox"/> ⑤その他（具体的にその理由を明記下さい）

特定工事発注者の皆様へ

※「あり」の場合は、都道府県知事の登録を受けた第一種フロン類光輝回収業者にフロン類回収を依頼する必要があります。
※フロン類回収を委託する場合は、別に定める書面（委託確認書）を交付する必要があります。
※本書の詳細調査を必要とする場合は、第一種フロン類光輝回収業者・回収関係機関にご相談下さい。
※表紙の裏面に、設置されている機器の詳細を説明しております。

フロン類を回収せずに放出すると、法律に基づき罰せられます。

(下記の項目は法律・省令で定められた記載項目です。)
様式については「(国) 日本冷媒・環境保全機構 (JRECO)」のホームページからダウンロードできます。 www.jreco.or.jp

(4) 事前確認書の交付

建築物等の解体工事（一部の解体を含む）の元請業者は、事前に業務用冷凍空調機器の有無を確認し、発注者（業務用冷凍空調機器の所有者）に「事前確認書」を交付して説明しなければなりません。なお、発注者はこの事前確認に協力しなければなりません。（改正法の施行：平成19年10月）

※設備業者等の協力のもとに対象機器の有無を確認してください。

(5) 処理方法

発注者（第一種特定製品廃棄等実施者）は第一種フロン類充填回収業者にフロン類を引き渡し、第一種フロン類充填回収業者はフロン類破壊業者または第一種フロン類再生業者にフロン類を引き渡さなければなりません。

(6) 行程管理票制度

発注者（第一種特定製品廃棄等実施者）は、行程管理票を交付し3年間保存しなければなりません。

解体工事の際には、 フロン類の回収をしなければなりません！

**フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)では、
フロン類(CFC、HCFC、HFC)を使用している業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器の
廃棄等の際に、フロン類の回収を義務づけています。**

解体工事の際のフロン類の大気放出は法律違反となります。

フロン類が使用されている機器の例(業務用冷凍空調機器)

オフィスビル(職場)で

飲食店で

スーパーで

まちなかで

フロン類をみだりに放出した場合
「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金」
が科せられます。

フロン類を適正に回収するには

機器所有者の義務

- 業務用冷凍空調機器の廃棄の際のフロン類充填回収業者へのフロン類の引き渡し
⇒フロン類充填回収業者にフロン類を直接引き渡す場合は「回収依頼書」を交付
⇒解体業者等にフロン類充填回収業者へのフロン類の引き渡しを委託する場合は「委託確認書」を交付
- 解体工事元請業者が行う機器の有無の確認(事前確認)への協力
- フロン類充填回収業者に対するフロン類の回収や再生・破壊に要する料金の支払い
- 所定期間内(解体工事:90日以内)に、フロン類充填回収業者からの「引取証明書」の交付がなかった場合や、虚偽の記載があった場合には、都道府県知事へ報告
- 「回収依頼書」又は「委託確認書」の写し、「引取証明書」の保存(3年)

解体工事元請業者の義務

- 業務用冷凍空調機器の有無の確認(事前確認)
- 解体工事前に書面(事前確認書)により施主(工事の発注者)に結果を説明

フロン類の引き渡しを受託した解体業者等の義務

- フロン類充填回収業者へのフロン類の引き渡し
- 業務用冷凍空調機器の所有者から交付された「委託確認書」をフロン類充填回収業者に回付、写しの保存(3年)
- フロン類充填回収業者からの「引取証明書」の保存(3年)

(出典：環境省)

7-4 騒音規制法、振動規制法

騒音規制法および振動規制法に定める「特定建設作業」を行う場合は、7日前までに市町村に届け出なければなりません。

【解説】

(1) 規制の概要

- ・指定区域内で特定建設作業を行う場合は7日前までに市町村に届け出なければなりません。
- ・市町村の担当窓口（都道府県等のホームページ）で、届出用紙等を入手してください。
- ・下記以外の作業も届出対象に含めるなど、条例により上乗せ規制を定めている場合があります。

(2) 特定建設作業

【騒音】

1	くい打機、 くい抜機、 くい打くい抜機	<ul style="list-style-type: none"> ・くい打機(もんけんを除く) ・くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く) ・くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く
2	びょう打機	
3	さく岩機	作業地点が連続的に移動する作業では、1日における2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る
4	空気圧縮機	<ul style="list-style-type: none"> ・電動機以外の原動機を用いるもので、定格出力が15KW以上のものに限る ・さく岩機の動力として使用する作業を除く
5	コンクリートプラント、 アスファルトプラント	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリートプラント(混練容量0.45m³以上)、 ・アスファルトプラント(混練重量200kg以上) ・モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く
6	バックホウ	原動機の定格出力が80KW以上に限る(低騒音型建設機械を除く)
7	トラクターショベル	原動機の定格出力が70KW以上に限る(低騒音型建設機械を除く)
8	ブルドーザー	原動機の定格出力が40KW以上に限る(低騒音型建設機械を除く)

【振動】

1	くい打機、 くい抜機、 くい打くい抜機	<ul style="list-style-type: none"> ・くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く) ・くい抜機(油圧式くい抜機を除く) ・くい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)
2	鋼球	鋼球を使用して、建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る
4	ブレーカー	<ul style="list-style-type: none"> ・手持ち式のものを除く ・作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る

(3) 特定建設作業の規制基準

規制基準値 (敷地境界： dB(デンベル))	夜間または 深夜作業の禁止		1日の作業時間 の制限		作業期間の制限		日曜、 休日の作業
	作業が出来ない時刻		1日当たりの 作業時間		同一場所における 作業期間		
	第1号 区域	第2号 区域	第1号 区域	第2号 区域	第1号 区域	第2号 区域	
騒音：85dB 振動：75dB	午後7時～ 午前7時	午後10時 ～ 午前6時	10時間	14時間	連続6日		禁止
適用除外	①、②、③、④、⑤		①、②		①、②		①②③ ④⑤⑥⑦
①災害非常事態緊急作業 ②生命危険防止作業 ③鉄軌道正常運行確保作業 ④道路法による専用許可条件(夜間・休日指定) ⑤道路交通法による専用許可条件(夜間・休日指定) ⑥変電所変更 工事で休日に行う必要がある場合 ⑦商業地域で知事が特に工事を休日に行うことを認めた場合							

(備考)・作業を開始した日に終わるものについては、届出は不要です。(令2条)

- ・指定地域：都道府県知事が関係市町村長の意見を聞いて指定した地域に適用される。
 - ：第1号区域；静謐(せいひつ)の保持または騒音の発生を防止する必要がある地域；学校、病院、図書館等の敷地の周囲おおむね80mの区域
 - ：第2号区域；指定地域のうち、第1号区域を除く地域

7-5 工事排水等に関する規制

- (1) 工事排水を下水に排水する場合は、自治体の指導に従って、一時使用の届出などを行う必要があります。
- (2) 水質汚濁防止法に定める特定施設を設置した工場等の構内においては、建設工事からの工事排水についても、厳しい一律排水基準が適用されることになります。

【解説】

(1) 工事現場からの排水等の管理

① 下水道への排水（下水道法）

継続して公共下水道に1日に50m³以上排水する場合などについては、公共下水道管理者への事前の届出が必要となります。また、少量であっても工事排水を下水に排水する場合、自治体によっては、一時使用の届出などを定めていますので、これを確認する必要があります。

② 河川への放流（河川法）

継続して河川へ排水する作業所で、1日に50m³以上（河川管理者の指定のあるときは当該量）を排水する場合は、事前に河川管理者に届け出なければなりません。また、50m³未満の場合であっても、河川管理者に相談する必要があります。なお、河川によっては、自治体の条例等により水質等を規制している場合があります。

③ 浄化槽の設置

終末処理場に繋がる下水道、またはし尿処理施設の無い流域においては、浄化槽で処理した後でなければ、「雑排水」を放流できません。

④ 薬液注入工事

井戸水の飲用等に伴う健康被害を防止するために、国土交通省は使用できる薬液を水ガラス系（けい酸ナトリウムを主剤）としています。（薬液注入工事による建設工事の施工に関する暫定指針、昭和49年）

(2) 特定施設（水質汚濁防止法）

① 特定施設を設置した敷地内における工事

有害な廃液を生じるおそれのある工場および濁水を排出するおそれのある一定の規模以上の病院、飲食店、旅館など約100種類の施設が、特定施設と定められています。この施設を設置した工場等（特定事業場）の構内において、工事排水を構内の水処理施設に排水する場合は、施設の管理責任者の指導に従わなければなりません。また、特定事業場構内からの排水に厳しい基準（一律排水基準）が適用され、発注者（特定事業場）の管理責任となることに留意する必要があります。 一律排水基準 <http://www.env.go.jp/water/impure/haisui.html>

② 建設工事における水処理を伴う設備の設置

水質汚濁防止法では、以下のような施設も特定施設に含まれています。

- ・産業廃棄物処理業の汚泥の脱水施設（10m³/日超の許可施設）
- ・砕石業の水洗式破砕、分別施設、・セメント製造業の抄造、水養生施設
- ・生コンクリート製造業のバッチャープラント

したがって、建設業に伴う施設は特定施設には該当しないこととなりますが、建設汚泥の脱水施設、濁水処理施設、バッチャープラントなどを設置する場合は、届出または「これに準じた届出」を指導される場合があるため、自治体（保健所等）の窓口にご相談する必要があります。

●●トラブル事例●●

- 特定施設を設置している敷地内の工事で、pHの値が一律排水基準を超える排水を公共水域に放流したとして、特定施設の設置者（発注者）とともに、工事担当者も水質汚濁防止法違反として送検された。
- 解体工事において、コンクリートがらに漬かった水を排水したところ、この排水がセメント由来のアルカリ性となっていたため、河川の魚が浮いた。
- 処理能力の不足した浄化槽を工事現場に設置し、公共水域に「し尿」を溢れさせていたとして、工事担当者などが逮捕された。 ※「し尿」は一般廃棄物
- 塗装工事で用いたハケなどを洗浄した廃液を、河川に放流した作業員が送検された。
※塗料、塗膜は産業廃棄物

（建設現場従事者の）産業廃棄物・汚染土壌排出管理者講習会のご案内

<産業廃棄物コース> <残土・汚染土コース> <総合管理コース>

【お問い合わせ先】（公財）産業廃棄物処理事業振興財団 講習会事務局 03-4355-0155

■講習会のホームページ http://www.sanpainet.or.jp/service/service06_1.html